令和８年度 第１回

沖縄県公共事業評価監視委員会

＜傍聴者・プレス用：説明資料抜粋＞

（評価調書及び概要図）

令和８年９月７日（月）

傍　聴　要　領

平成 24 年 2 月 3 日
沖縄県公共事業評価監視委員会

１．傍聴する場合の手続き

１）会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

２）受付開始時刻は、会議開催予定時刻の３０分前からです。

３）受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。

４）会議の傍聴定員は原則として１０名です。

２．会議の秩序の維持

１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。

２）傍聴者が３の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。

３）傍聴者が３の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

３．会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

１）会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。

２）拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

３）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

４）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

５）会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。

６）会場において、携帯や PHS は、電源を切るかマナーモードにすること。

７）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

令和８年度 第１回
沖縄県公共事業評価監視委員会

日時： 令和８年９月７日（月）
場所： 県庁11階第1･2会議室

次　第

１．開 会

２．委員長の選任

３．諮 問

４．審 議

【再評価】

〔道路事業〕

(1) 主要地方道浦添西原線（港川～城間）道路改築事業　（土木建築部）
(2) 一般県道石垣空港線道路改築事業　（　〃　）
(3) 沖縄都市モノレール輸送力増強事業　（　〃　）

〔急傾斜地崩壊対策事業〕

(4) 名護市二見(4)-2地区急傾斜地崩壊対策事業　（土木建築部）

〔公園事業〕

(5) 中城公園整備事業　（土木建築部）
(6) 首里城公園整備事業　（　〃　）

５．閉 会

令和８年度 第１回 沖縄県公共事業評価監視委員会

時間割振表

日　時 ： 令和８年９月７日（月）
場　所 ： 県庁11階第1・2会議室
司　会 ： 土木総務課事業管理監

議 事 次 第		対　応	時間配分（分）
1 **開　会**	13:30	司会	1
開会のあいさつ		土木企画統括監	2
委員紹介		司会	2
2 **委員長の選任**	13:35	司会	2
委員長のあいさつ		委員長	3
3 **諮　問**	13:40	土木企画統括監	5
4 **審　議**			
① 主要地方道浦添西原線（港川～城間）道路改築事業	13:45	道路街路課	10
質　疑		-	10
② 一般県道石垣空港線道路改築事業	14:05	道路街路課	10
質　疑		-	10
③ 名護市二見(4)-2地区急傾斜地崩壊対策事業	14:25	海岸防災課	10
質　疑		-	10
休　憩	**14:45**	-	10
④ 中城公園整備事業	14:55	都市公園課	10
質　疑		-	10
⑤ 首里城公園整備事業	15:15	都市公園課	10
質　疑		-	10
⑥ 沖縄都市モノレール輸送力増強事業	15:35	都市計画・モノレール課	10
質　疑		-	10
答申案の確認	15:55	委員長	5
5 **閉　会**	16:00	司　会	

令和８年度 第１回 沖縄県公共事業評価監視委員会
出席者名簿

当委員会 職名	氏　名	所属・職名	出欠
委員	ガジャ　カズキ 我謝　和紀	株式会社りゅうぎん総合研究所 調査研究部上席研究員	○
委員	キムラ　ショウ 木村　匠	琉球大学農学部　教授	○
委員	サトウ　ユクト 佐藤　行人	琉球大学医学部　准教授	○
委員	シュ　ガイブン 朱　愷雯	沖縄大学経法商学部　准教授	×
委員	タカラ　ユウジ 髙良　祐之	当山法律事務所　弁護士	○
委員	タマキ　チカコ 玉木　千賀子	沖縄大学人文学部　教授	○
委員	フクダ　トモオ 福田　朝生	琉球大学工学部　准教授	○
委員	ミヤギ　ケイ 宮城　桂	沖縄工業高等専門学校　講師	×
委員	ヤギ　チエミ 屋宜　智恵美	琉球大学国際地域創造学部　教授	○

（※五十音順）

様式 2

公 共 事 業 再 評 価 調 書 （3回目再評価）

所 管 課 ： 道路街路課

1 事業概要	事 業 名 ： 主要地方道浦添西原線（港川～城間）道路改築事業		前再評価年度 ： 令和3年度
	事業種別 ： 主要地方道改築事業	事業主体 ： 沖縄県	（ H19 ～ R9 ）
	事業箇所 ： 浦添市	根拠法令 ： 道路法	事業期間 ： H19 ～ R14
	総事業費(百万円)： （9,260 ） 9,890	費用内訳 ： 国費 9/10	事業量：L=1.55km・W=30.0m
（整備目的）	浦添西原線は、沖縄本島西海岸の浦添市港川を起点とし、東海岸の西原町小那覇を終点とする約12.8kmの主要地方道であり、ハシゴ道路ネットワークの縦軸幹線道路である国道58号、沖縄自動車道、国道329号、国道330号を相互に連絡し、交通需要の分散を担う重要な横軸幹線道路である。 このうち、当該計画区間は、沖縄西海岸道路、臨港道路の結節点である港川ICと国道58号とのアクセス道路として位置づけられ、延長L=1.55km、幅員30mの4車線で事業を実施するものである。		
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間及び事業費の変更を行った。		
2 再評価該当項目	■ ① 再評価後一定期間（５年）を経過 □ ② 事業の中止 □ ③ その他（ ）		
3 再評価に至った主な要因	□① 用地取得の困難 □ ② 調査・設計の困難 □ ③ 事業の拡大 □ ④ 予算の確保 □ ⑤ 手続き・法令の問題 □⑥ 他事業との関係 □ ⑦ 整備効果の問題 □ ⑧ 当初計画が長期間 ■⑨その他（関係機関調整）		
（具体的理由）	・米軍基地一部用地の返還の遅れが生じたため。		

4 事業の進捗状況（R3．3月 時点）

項 目	事業費（百万円）	整備済み（ km ）	用地取得（千㎡）	用地取得（筆数）	
計 画	9,890	1.55	57.8	269	
実施済	8,126	0.76	55.9	260	
率	82 %	49 %	97 %	97 %	

4-2 前再評価以降の主な進捗	平成30年3月に暫定2車で供用開始した。また、港川IC～GATE4前交差点及び城間交差点付近については4車線での整備が完了している。			
5 事業効果の評価指標	① 走行時間短縮	49,110	① 事業費	9,222
	② 走行経費低減	3,550	② 維持管理費	350
	③ 交通事故減少	200		
（検討年 50年）	総便益	52,860	総費用	9,572
（基準年 R8）	基準年換算（B）	18,597	基準年換算（C）	15,750
（単位：百万円）	費用便益比 （B／C）= 18,597 ／ 15,750 =1.18			
6 事業を巡る状況の変化 （前再評価以降）	① 社会・経済 ： ・平成30年2月に浦添西海岸道路が開通（一部暫定2車線）している。 ・平成30年3月には、港川IC～国道58号間において暫定2車線で供用し、国道58号の渋滞緩和に寄与している。 ・浦添北道路Ⅱ期線が令和元年から事業化されている。 ・令和４年３月に国道58号浦添拡幅（8車線）の暫定供用がされた。 ② 地元・自治体 ： 令和元年に浦添市商工会から早期整備の要望有り ③ 利害関係者 ： ・土地収用法を活用し民地の取得は完了している。 ・平成29年度に米軍基地一部用地の共同使用に日米で合意している。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など ： 本事業は、浦添市街地と沖縄西海岸道路間のアクセス機能を高めるとともに、ハシゴ道路ネットワークの横軸を担う路線として、東西間の脆弱な幹線道路ネットワークを強化し、地域産業の活性化に寄与するものである。 また、沖縄西海岸道路、臨港道路の結節点である港川ICと国道５８号とのアクセス道路として位置づけられ、もって那覇港浦添ふ頭地区の物流機能の強化および国道５８号の渋滞緩和を目的としている。 ② 事業の効率性（代替案等の可能性やコスト縮減）： 用地の97%が取得済となっていることから、現計画を継続して推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 暫定２車線で供用し、交差点部等の一部区間については４車線整備が完了したことにより、国道58号の渋滞緩和に寄与している。			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等 ： 港川道路にかかる米軍基地一部用地の返還について調整を進め、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係 ： 特になし ③ 執行体制等 ： 現在の体制で取り組む。			
9 対応方針	■ ① 事業継続（現計画） □ ② 事業継続（見直し） □ ③ 事業の中止			
10 その他（前再評価での主な意見等）	・個別公共事業に関する事業評価に対しての意見なし。			

事業計画


位置図
N
事業箇所
大型商業施設
港川IC
沖縄西海岸道路
宜野湾
マリーナ
沖縄電力
事業区間(道路)
L=1.55km
城間交差点
国道58号
米軍施設
キャンプキンザー
那覇新港
30,000
5,500
2,500
6,500
1,000
6,500
2,500
5,500
3,250
3,250
3,250
3,250
1,500
4,000

様式 2

公 共 事 業 再 評 価 調 書 （3回目再評価）

所 管 課 ： 道路街路課

1 事業概要

事 業 名 ： 一般県道石垣空港線道路改築事業			前再評価年度 : 令和5年度
事業種別 ： 一般県道改築事業		事業主体 ： 沖縄県	（ H21 ～ R9 ）
事業箇所 ： 石垣市		根拠法令 ： 道路法	事業期間 ： H21 ～ R14
総事業費(百万円) :	(22,400) 23,470	費用内訳 ： 補助 9/10	事 業 量: L=8.9km, W=9.0～28.0m

（整備目的）

石垣空港線は、平成25年3月に開港した新石垣空港から国道390号平得交差点に至る全長約9kmの幹線道路であり、新空港と市街地及び石垣港が直結される重要な路線である。

新空港は市街地及び石垣港から約15kmに位置し、新空港開港前より空港から市街地までの移動距離及び時間が大幅に増加している。

本路線の整備により市街地及び石垣港と新空港のアクセスの強化を図り、安全かつ円滑な自動車交通を確保し既存道路の混雑や事故の低減を図るとともに、八重山圏域における物流及び交流の活性化に寄与するものである。

1-2 前再評価以降の計画変更

事業費及び事業期間の変更を行う。

2 再評価該当項目

□ ① 再評価後一定期間（５年）を経過　□ ② 事業の中止　■ ③ その他（事業費及び事業期間の見直し）

3 再評価に至った主な要因

□ ① 用地取得の困難　□ ② 調査・設計の困難　□ ③ 事業の拡大　■ ④ 予算の確保
□ ⑤ 手続き・法令の問題　□ ⑥ 他事業との関係　□ ⑦ 整備効果の問題
□ ⑧ 当初計画が長期間　■ ⑨その他（　）

（具体的理由）

・要望額に対する予算配分が十分にできていない状況が続いており、事業進捗に影響が出ている。
・物件撤去の遅れによる影響。

4 事業の進捗状況

（R8.7月時点）

項　目	事業費（百万円）	整備済み（ｋｍ）	用地取得（千㎡）	用地取得(筆数)	
計　画	23,470	8.9	258.2	553	
実施済	15,560	3.5	258.2	553	
率	66 %	39 %	100 %	100 %	

4-2 前再評価以降の主な進捗

市道宮良産業道路から市道新田線区間（1.5km）の部分供用を開始した。

5 事業効果の評価指標

（検討年50年）
（基準年R8）

① 走行時間短縮	175,954	① 事業費	21,511	
② 走行経費低減	19,640	② 維持管理費	1,850	
③ 交通事故減少	3,621			
総便益	199,215	総費用	23,361	
基準年換算（B）	70,187	基準年換算（C）	29,051	

（単位：百万円）

費用便益比（B／C）= 70,187 ／ 29,051 = 2.42

6 事業を巡る状況の変化

（前再評価以降）

① 社会・経済 ： 新型コロナウイルスの影響で運休していた国際線が再開したことに伴い、入域観光客数が大幅に増加しており、レンタカー登録台数、既存道路の交通量及び事故件数が増加している。また、旧空港跡地では区画整理が計画されており、本路線沿線に消防庁舎、県立八重山病院及び石垣市庁舎が移転していることから、利便性や安全性の面で全線早期供用開始が求められている。

② 地元・自治体 ： ・令和7年度に石垣市議会から沖縄県知事宛てに早期供用開始に関する要請が発出されている。

③ 利害関係者 ： 一部地権者

7 事業の必要性・効率性

① 事業の必要性・緊急性・有効性など ：

平成25年3月に開港した新石垣空港から市街地及び石垣港へは一般国道390号、市道及び農業用道路が利用されており、年々増加傾向にある空港利用者や物流等による通過交通と、通勤や買い物に加え農作業による地域内交通が錯綜し、円滑かつ安全な交通が阻害されている状況である。

また、一般国道390号は歩道幅員が狭く、加えて朝夕の交通渋滞や豪雨時には冠水が発生している状況であるため、本路線の整備を早急に進めることにより、空港と市街地及び石垣港のアクセスの強化を図り、通過交通と地域内交通の分散により、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある。

② 事業の効率性（代替案等の可能性やコスト縮減）：
・令和8年度7月現在で用地取得が全て完了していることから、現計画での事業を継続して実施することが効率的である。

③ 事業効果の発現状況：
・令和5年度に、市道宮良産業道路～市道新田線の区間(約1.5km)を供用開始した。
・本路線の沿道に石垣市庁舎や県立八重山病院、消防庁舎が移転されており、暫定2車線供用区間の道路が利用されている。

8 今後の対応・見通し

① 事業計画等 ： 現計画どおり事業を進め、令和14年度の完成を目指す。
② 対住民関係 ： 物件撤去について引続き調整を進める。
③ 執行体制等 ： 現在の体制で取り組む。

9 対応方針

■ ① 事業継続（現計画）　□ ② 事業継続（見直し）　□ ③ 事業の中止

10 その他

（前再評価での主な意見等）

特になし

＊ 1事業概要 の上段（ ）は前再評価時点の計画

一般県道　石垣空港線　計画図

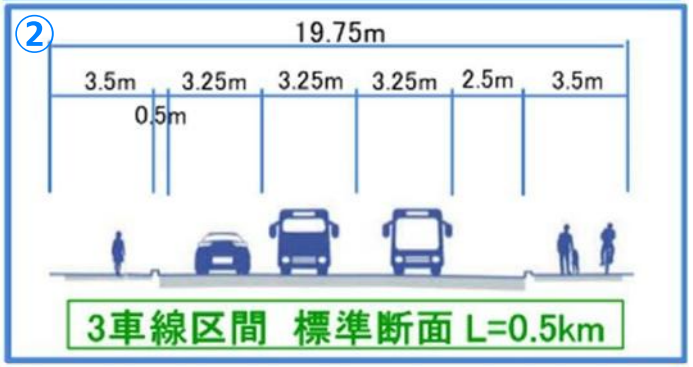


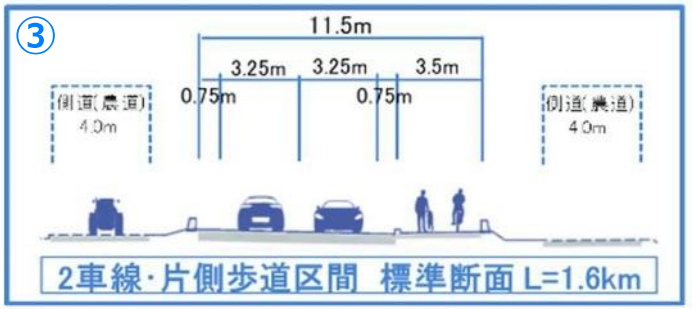


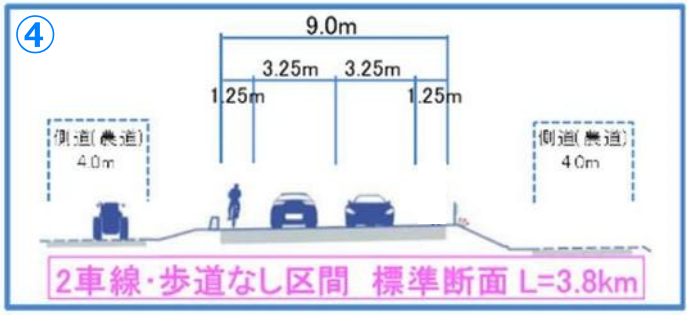
【計画概要】
名　　称：一般県道　石垣空港線
事業箇所：石垣市盛山～真栄里
事業延長：約8.9km
計画幅員：9.0m～28.0m

計画幅員









様　式　１

公 共 事 業 再 評 価 調 書

所 管 課　：　海岸防災課

1 事業概要

事 業 名　：二見(４)-２地区急傾斜地崩壊対策事業

事業種別　：　急傾斜地崩壊対策事業	事業主体　：　沖縄県	当初事業期間　：　R5～R7
事業箇所　：　名護市二見地区	根拠法令　：　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	事業期間　：　(R5～R7) R5～R12
総事業費(百万円)　188	費用内訳　：　補助　５／１０	事 業 量　：　抑止杭等

(整備目的)

当該地区は名護市二見地内に位置する北西向き斜面で、平均がけ高約８ｍ、平均勾配約32度の急傾斜地であり、保全対象はがけの直上に要配慮者利用施設が１戸ある。斜面が完全に崩壊した場合、要配慮者利用施設に大きな影響が出るものと判断されることから、急傾斜地崩壊対策事業を実施するものである。

2 再評価該当項目

□ ① 事業採択後１０年間を経過　　□ ② 事業採択後５年間を経過して未着工

□ ③ 再評価後一定期間（　　年）を経過　　□ ④ 事業の中止　　■ ⑤ その他　（事業期間延長、事業費増）

3 再評価に至った主な要因

□ ① 用地取得の困難　　□ ② 調査・設計の困難　　□ ③ 事業の拡大　　□ ④ 予算の確保

□ ⑤ 手続き・法令の問題　　□ ⑥ 他事業との関係　　□ ⑦ 整備効果の問題

□ ⑧ 当初計画が長期間　　■ ⑨ その他　（事業期間延長、事業費増）

(具体的理由)

・詳細設計にて要配慮者利用施設の基礎形式の確認に時間を要し、事業期間が延長となった。
・その基礎形式の確認結果により工法を見直したため、事業費が増額となった。

4 事業の進捗状況

(R８．３時点)

項　目	事業費(百万円)				
計　画	282				
実施済	32				
率	11 %				

5 事業効果の評価指標

① 事業期間便益	638	① 建設費	256	
② 供用期間便益	13,453	基準年換算（C'）	239	
総便益（①+②）	14,091			
基準年換算（B'）	5,505	② 維持管理費（50年）	50	
③ 残存価値	12	基準年換算（C'）	19	
総便益	14,103	総費用	306	
基準年換算　（B）	5,516	基準年換算　（C）	257	

(検討年：整備期間+50年)
(基準年：2026年)
(単位：百万円)

費用便益比　（Ｂ／Ｃ）　＝　5516　／　257　＝　21.44

6 事業を巡る状況の変化

① 社会･経済　　近年の気候変動の影響により、激甚化・頻発化する風水害から生命・財産の被害を防止・最小化するため、砂防関係施設などの防災インフラ等の強化が全国的に推進されている。（国土強靭化実施中期計画）

② 地元･自治体　　特になし

③ 利害関係者　　特になし

7 事業の必要性・効率性

① 事業の必要性・緊急性・有効性など　：

斜面には複数個所で新旧の崩壊跡が確認され、斜面全体が不安定な状態となっている。本事業の実施により、災害を未然に防ぎ、要配慮者利用施設の利用者や職員の生命の保護が図られる。
また、施設自体が名護市の津波避難所となっているため、避難所の安全性が確保できる。

② 事業の効率性（代替案等の可能性やコスト縮減）：

設計業務等も順調に進んでいるため、現計画を推進することが効率的である。

③ 事業効果の発現状況：

急傾斜地崩壊防止施設が未整備であるため、事業効果は発現していない。

8 今後の対応・見通し

① 事業計画等　　現計画で事業を推進し、R12年度の事業完了を目指す。

② 対住民関係　　特になし。

③ 執行体制等　　現在の組織体制で特に問題なし。

9 対応方針

■ ① 事業継続（現計画）　　□ ② 事業継続（見直し）　　□ ③ 事業の中止

1. 事業概要

事 業 名 ： 二見(4)-2地区 急傾斜地崩壊対策事業

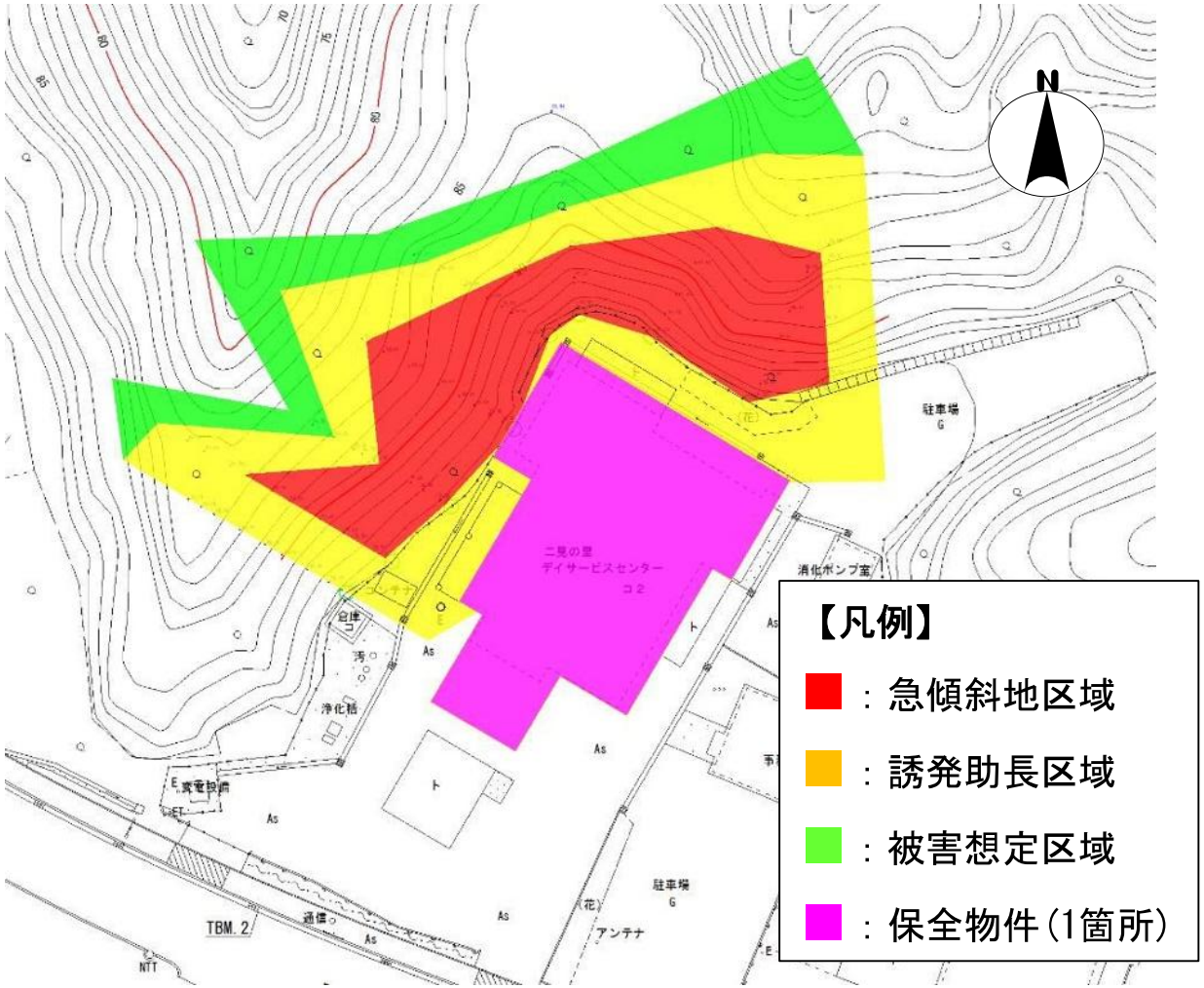
事業種別： 急傾斜地崩壊対策事業（防災・安全）

総事業費： 282百万円

事業期間： R5～R12

事 業 量 ： 抑止杭工





様式2

公 共 事 業 再 評 価 調 書（5回目再評価）

主 管 課 ： 都市公園課

1 事業概要	事 業 名 ： 中城公園整備事業		前再評価年度 ： 令和3年度
	事業種別 ： 都市公園事業	事業主体 ： 沖縄県	（H9～R10）
	事業箇所 ： 中城村、北中城村	根拠法令 ： 都市計画法、都市公園法	事 業 期 間 ： H9～R15
	（30,400） 総事業費(百万円) 31,904	費用内訳 ： 補助1/2	事 業 量 ： 96.3ha
（整備目的）	本公園は、去る大戦の戦禍をまぬがれた貴重な文化遺産で、昭和47年に国の史跡に指定され、平成12年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている中城城跡を核として、沖縄の歴史、文化、自然を積極的に体験、学習できる公園として整備するものである。		
1-2 前再評価以降の計画変更	・事業費及び事業期間の変更。		
2 再評価該当項目	□ ① 事業着手から10年を経過　□ ② 事業着手から5年以内の工事未着手 ■ ③ 再評価後一定期間（ 5年）を経過　□ ④ 事業の中止　□ ⑤ その他（ ）		
3 再評価に至った主な要因 （具体的理由）	■ ① 用地取得等の困難　□ ② 調査・設計の困難　□ ③ 事業の拡大　■ ④ 予算の確保 □ ⑤ 手続き・法令の問題　□ ⑥ 他事業との関係　□ ⑦ 整備効果の問題 □ ⑧ 当初計画が長期間　□ ⑨ その他（ ） 一部用地の取得難航、他公園の整備事業に予算を重点配分したことにより本事業の進捗が遅れた。		

4 事業の進捗状況（R2.3月時点）

項 目	事業費(百万円)	整備（供用面積）(ha)	用地取得(ha)	用地取得(筆)
計 画	31,904	96.3	96.3	1,417
実施済	22,953	16.0	85.6	1,299
率	72%	17%	89%	92%

4-2 前再評価以降の主な進捗：キャンプ場シャワー室、グスク西駐車場周辺の整備を行った。

5 事業効果の評価指標（検討年50年）（基準年R8）（単位：百万円）

①直接便益（旅行費用価値,施設利用価値）	62,855	① 用地費	19,630	
②間接便益（環境の維持・改善,都市防災）	計 55,113	② 施設整備費	12,274	
	（環境） 33,838	③ 維持管理費	2,896	
	（防災） 21,275			
総便益	117,968	総費用	34,800	
基準年換算（B）	78,798	基準年換算（C）	60,929	

費用便益比 （B／C） = 78,798 ／ 60,929 = 1.29

6 事業を巡る状況の変化（前再評価以降）

① 社会・経済 ： 令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症へ移行し、中城城跡の入城者数は増加傾向にある。ただし、令和7年度は物価高騰などの影響で、修学旅行などの団体来訪者が少なく、入城者数が減少した。

② 地元・自治体 ： 令和5年に「中城村・北中城村共同まちづくり計画」が策定され、まちづくりの方向性の1つとして、中城城跡を核に両村の歴史・文化・自然資源を保全及び活用することが示された。

③ 利害関係者 ： 相続に関する問題や地権者の所在不明、抵当物件、代替地要求等により、取得が難航している用地がある。

7 事業の必要性や効率性

① 事業の必要性・緊急性・有効性など ：
新・沖縄21世紀ビジョンに基づき、歴史遺産や風土等と調和し、憩いの場となる都市公園の整備に取り組む必要がある。そのため、引き続き整備を進め、中城城跡を核とした公園の魅力や利便性の向上を図る必要がある。

② 事業の効率性 ：（代替案等の可能性）
用地進捗率89%を超えていることから、事業の推進を図ることが効率的である。

③ 事業効果の発現状況：
自然共生エリアを先行して供用したことにより来園者数は増加し、平成29年度に約20万人に達した。その後、コロナ禍や大型遊具の修繕に伴う利用停止等の影響により来園者数は減少しているが、シャワー室整備によりキャンプ場での宿泊が可能となるなど、公園の魅力や利便性の向上を図っている。

8 今後の対応方針・見通し

① 事業計画等 ： 用地取得難航箇所の解決に取り組むとともに公園中央部の主要園路の整備に取り組み、公園の利便性向上を図る。また、未整備となっている主要施設について、引き続き、中城村及び北中城村と整備進捗に向けた協議を行う。

② 対住民関係 ： 引き続き補償交渉を進めるとともに、一部の用地取得難航案件については、合意を得られるよう補償に伴う物件の移転先確保などについて、関係市町村と連携して取り組む。

③ 執行体制等 ： 現在の組織体制で執行は可能である。

9 対応方針：■ ① 事業継続（現計画）　□ ② 事業継続（見直し）　□ ③ 事業の中止

10 その他（前再評価での主な意見等）

●本事業の目的は、世界遺産に登録している城址を核としているので、文化交流ゾーンの整備をもう少し力を入れるべきと思われる。
●進捗の進んでいないゾーンについては、抜本的に計画を見直しすべきではないか。
●自然環境ゾーンへの経路が分かりにくいため、案内表示などの工夫もしてほしい。

＊ 1事業概要の上段（ ）は前再評価時点の計画

中城公園　計画図



公園名　：中城公園
面積　　：98.8ha
事業費　：31,904百万円
事業期間：H９～R15

様式2

公 共 事 業 再 評 価 調 書(5回目再評価)

主 管 課 ： 都市公園課

1 事業概要	事 業 名 ： 首里城公園整備事業		前再評価年度 ： 令和4年度
	事業種別 ： 都市公園事業	事業主体 ： 沖縄県	(S62～R8)
	事業箇所 ： 那覇市	根拠法令 ： 都市計画法、都市公園法	事 業 期 間 ： S62～R13
	(25,190) 総事業費(百万円) 25,190	費用内訳 ： 補助1/2	事 業 量 ： 14.0ha
(整備目的)	県民の歴史・文化に対する関心の高まりや、余暇利用の多様化に伴い、風格ある歴史的環境を創出し、歴史・文化の拠点として、県民の利用はもとより沖縄観光の中核拠点として整備する。		
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更。		
2 再 評 価 該当項目	□ ① 事業着手から10年を経過 □ ② 事業着手から5年以内の工事未着手 □ ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 □ ④ 事業の中止 ■ ⑤ その他(事業期間の変更)		
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	□ ① 用地取得等の困難 □ ② 調査・設計の困難 □ ③ 事業の拡大 □ ④ 予算の確保 □ ⑤ 手続き・法令の問題 ■ ⑥ 他事業との関係 □ ⑦ 整備効果の問題 □ ⑧ 当初計画が長期間 □ ⑨ その他 () 中城御殿及び松崎馬場整備に伴う文化財調査や中城御殿表御殿東側の整備計画見直しのため。		

4 事 業 の 進捗状況 (R8. 3月時点)

項 目	事業費(百万円)	整備率(ha)	用地取得(ha)
計 画	25,190	14.0	14.0
実施済	20,241	12.5	13.9
率	80%	89%	99%

4-2 前再評価以降の主な進捗	・国による首里城正殿復元にあわせて、中城御殿跡及び松崎馬場の整備を行った。			
5 事業効果の評価指標 (基準年R8) (検討年50年) (単位:百万円)	① 直接便益(旅行費用価値)	626,564	① 建設費	25,190
	(県内:382,539、県外:244,025)		用地費	6,235
	② 間接便益	48,911	施設費	18,955
	(環境:24,409、防災:24,502)		② 維持管理費	14,525
	総便益	675,475	総費用	39,715
	基準年換算(B)	883,977	基準年換算(C)	80,872
	費用便益比 (B／C) ＝ 883,977／80,872 ＝ 10.93			

6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)

① 社会・経済 ： 令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症へ移行するとともに、正殿復元に至る過程を公開する「魅せる復興」に取り組み、有料区域の入場者数が火災及びコロナ禍前の約75%程度まで回復している。また、令和8年11月には首里城正殿が一般公開される予定である。

② 地元・自治体 ： 中城御殿跡完成後は、那覇市が管理を行い、歴史文化に関する展示等を行う。

③ 利害関係者 ： 令和6年度に都市計画変更を行い、県立芸術大学所有地の一部を公園区域としたため、大学法人と所有権移転に係る調整を行っている。

7 事業の必要性や効率性

① 事業の必要性・緊急性・有効性など ：
本事業の整備率は89%以上であり、今年度には正殿が一般公開され今後も来園者の増加が見込まれることから、引き続き整備を進め、公園の魅力や利便性の向上を図る必要がある。

② 事業の効率性 :(代替案等の可能性)
整備率89%、用地取得率99%であり、現計画の推進を図ることが効率的である。

③ 事業効果の発現状況:
令和7年度の来園者は約180万人に上り、多くの県民や観光客が訪れている。

8 今後の対応方針・見通し

① 事業計画等 ： 中城御殿跡や龍潭周辺の整備を進め、令和13年度に整備を完了し、全面供用を目指す。

② 対住民関係 ： なし。

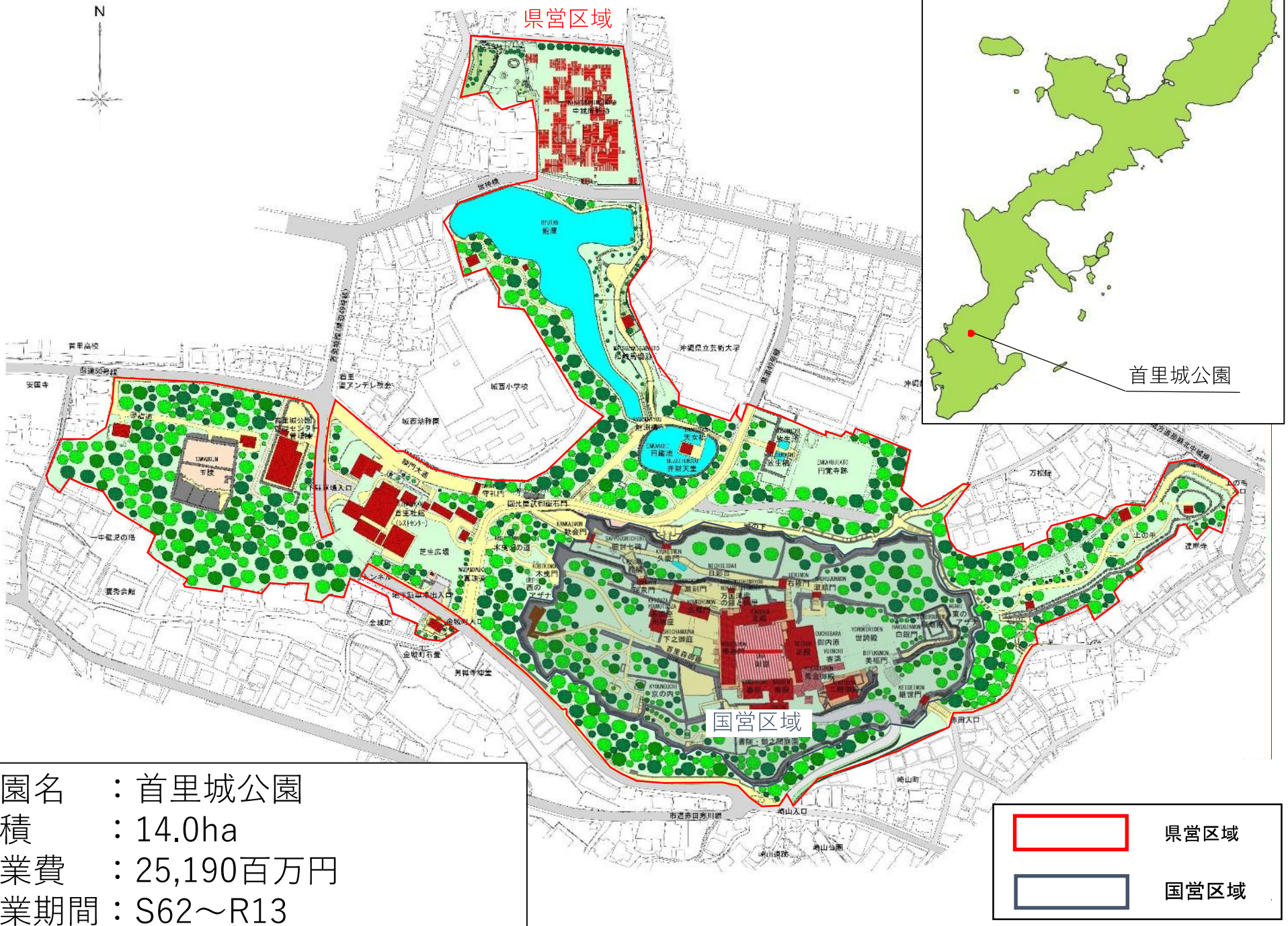
③ 執行体制等 ： 現在の組織体制で執行は可能である。

9 対応方針 ■ ① 事業継続(現計画) □ ② 事業継続(見直し) □ ③ 事業の中止

10 その他 (前再評価での主な意見等) ●維持管理費を捻出するため、県内と県外で入場料に差をつけたり、駐車場料金を無料にしたり、外国人はさらに上乗せした料金とするなど、3段階程度の料金設定を検討してはどうか。

＊ 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画

首里城公園　計画図



公園名　：首里城公園
面積　　：14.0ha
事業費　：25,190百万円
事業期間：S62～R13

公 共 事 業 再 評 価 調 書 （3回目再評価）

所 管 課 ： 都市計画・モノレール課

1 事業概要	事 業 名 ： 沖縄都市モノレール輸送力増強事業			前再評価年度 ： 令和7年度
	事業種別 ： 道路	事業主体 ： 沖縄県、那覇市、浦添市 沖縄都市モノレール（株）		（R2 ～ R9）
	事業箇所 ： 那覇市	根拠法令 ： 道路法、軌道法		事業期間 ： R2 ～ R9
	（ 37,898 ） 総事業費(百万円)： 38,378	費用内訳 ： 補助 9/10, 8/10		事 業 量 ： 3両車両9編成
（整備目的）	平成15年の開業以来、沖縄都市モノレールは県民や観光客の足として定着すると共に、区間延長や観光客の増加等に伴い、利用者は増加を続けており、ピーク時の混雑緩和が喫緊の課題となっている。今後も利用者の増加が見込まれていることから、本事業においては、3両車両を導入し輸送力を増強することで、混雑を緩和し、定時定速性の確保及び利便性向上を図ることを目的としている。			
1-2 前再評価以降の計画変更	事業費の変更を行った。			
2 再評価該当項目	□ ① 再評価後一定期間（５年）を経過 □ ② 事業の中止 ■ ③ その他（社会経済状況の変化により再評価の実施の必要が生じた事業）			
3 再評価に至った主な要因	□ ① 用地取得の困難 □ ② 調査・設計の困難 □ ③ 事業の拡大 □ ④ 予算の確保 □ ⑤ 手続き・法令の問題 □ ⑥ 他事業との関係 □ ⑦ 整備効果の問題 □ ⑧ 当初計画が長期間 ■⑨その他（社会経済状況の変化）			
（具体的理由）	社会経済状況の変化（労務単価、資材単価の上昇等）によるもの。			

4 事業の進捗状況（R8.3時点）

項 目	事業費（百万円）	3両車両 単位：編成			
計 画	38,378	9.0			
実施済	32,056	5.0			
率	84 %	56 %			

4-2 前再評価以降の主な進捗	令和7年度末に5編成目の3両編成車両を導入した。
5 事業効果の評価指標	今後も乗客数の増加が見込まれることから、本事業では3両車両を導入し、混雑緩和を図ることを目的としている。
6 事業を巡る状況の変化（前再評価以降）	① 社会・経済 ： 沖縄都市モノレールの乗客数は順調に推移しており、令和7年度は一日平均乗客数が約6万6千人となり、過去最高値を記録した。11月には、首里城正殿の復元完成式、一般公開が予定されており、今後も乗客数の増加が見込まれる。 ② 地元・自治体 ： てだこ浦西駅周辺において、浦添市及び西原町による区画整理事業が行われており、商業施設の開業や住宅等の建設が進み、駅周辺の賑わいが生まれている。 ③ 利害関係者 ： 特になし。
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など ： 沖縄都市モノレールの乗客数は年々増加を続けており、ピーク時の混雑緩和が喫緊の課題となっている。令和7年度は年間乗客数が過去最高の約2,409万人を記録しており、今後も乗客数の増加が見込まれるものの、一層の混雑悪化による利便性低下は、利用者離れ等が懸念される。混雑緩和を図り、利用者の定時定速性の確保及び利便性の向上に早急に対応するため、3両車両を導入する必要がある。 ② 事業の効率性（代替案等の可能性やコスト縮減）： 既存駅舎の改修は完了し、新車両基地建設についても9月末に完了予定となっている。主な残工事としては3両車両製造であり、現計画の推進が効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 3両車両をすでに5編成導入しており、一定の混雑緩和が図られている。
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等 ： 3両車両について、令和5年度に1・2編成、令和6年度に3・4編成、令和7年度に5編成が導入されており、残り4編成も順次、車両導入に取り組む。 ② 対住民関係 ： 特になし。 ③ 執行体制等 ： 現体制で引き続き事業を推進する。
9 対応方針	■① 事業継続（現計画） □ ② 事業継続（見直し） □ ③ 事業の中止
10 その他（前再評価での主な意見等）	特に意見無し。

＊ 1事業概要 の上段（ ）は前再評価時点の計画

沖縄都市モノレール輸送力増強事業　計画図



